

「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」について、
学識経験を有する者、関係する住民、関係県及び流域自治体からいただいた
ご意見に対する関東地方整備局及び神奈川県のお考え方

本資料は、「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」について学識経験を有する者、関係する住民、関係県及び流域自治体からいただいたご意見に対する関東地方整備局及び神奈川県の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局及び神奈川県の考え方を示しています。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局及び神奈川県の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局
神 奈 川 県

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え
2. 河川整備計画の目標に関する事項	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の目標に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水対策の整備を促進すべき。 ・ 環境を考慮した治水対策を実施すべき。 ・ 計画的に整備を実施すべき。 ・ 洪水の安全な流下に向けた整備の目標として、樹林化対策の記述が必要である。 ・ 相模川において水利用の合理化で利水安全度を安定的に確保する具体的な方法とは何を指しているのか ・ 治水安全度の向上と共に、河川空間の利用面に考慮して進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、相模川・中津川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築及び河道掘削等により洪水を安全に流下させる整備を推進し、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る旨、原案「4. 河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 ・ ご意見の趣旨については、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対し、治水安全度の向上を図る旨、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。 ・ 河道掘削の実施にあたっては、必要に応じて洪水時の流下阻害となっている樹木の伐採等を併せて行うものとしております。そのため、樹林化対策については、「河道掘削等」に含まれているものとして、原案「5.1.1 (1) 2) 河道掘削」、「5.1.1 (2) 2) 河道掘削」に記載しました。 ・ 河川水の利用について、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利用の実態に合わせた適正な見直しを行うことです。 ・ ご意見の趣旨については、河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう地域住民や関係機関との連携や意識の向上を図りながら、適切に実施する旨、原案「4. 河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県の方
		<ul style="list-style-type: none"> ・中津川に関連する内容は、「中津川」の記述も記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、原案に中津川も合わせて記載しました。
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	2	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 ・整備計画と洪水浸水想定目標規模の関係について整合を図っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図の作成にあたっては、想定最大規模の降雨を対象としております。 今回の整備計画は、当面30年間で達成可能な整備目標を示しており、想定最大規模の降雨と比べて小さなものになっております。
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	3	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 ・水利用のことだけでなく、空間的な河川利用の内容も記述すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、河川の利用の目標については、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。
2.3 河川環境の整備と保全に関する目標	4	<ul style="list-style-type: none"> ・宮ヶ瀬ダム環境影響への対応について ・宮ヶ瀬ダムの冷濁水放流の内容について提示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）においては、ダム下流の河川環境の維持を目的として、冷濁水の放流によるダム下流の河川の水温や濁水の変化に対応するため、選択取水設備の運用により、ダム下流河川及び貯水池の水質保全対策に取り組んでいる旨、原案「2.3(1)水質」に記載しました。
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・相模湖・津久井湖の水質対策について ・相模湖・津久井湖の水質対策については妥当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、相模ダム（相模湖）や城山ダム（津久井湖）では、ダム貯水池のアオコ対策として、エアレーション装置による大量発生抑制に取り組んでおり、今後も実施する旨、原案「5.1.3(1) 水質改善対策」に記載しました。
3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項	6	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備の実施について ・堤防の整備を早期に進めるべき。 ・堆積土砂の撤去を早期に進めるべき。 ・相模川、中津川、小鮎川の三川合流部の河道掘削を早期に進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対し、治水安全度の向上を図る旨、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・洪水の安全な流下に向けた整備の目標として、樹林化対策の記述が必要である。 ・計画的に樹林化対策を実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河道掘削の実施にあたっては、必要に応じて洪水時の流下阻害となっている樹木の伐採等を併せて行うものとしております。そのため、樹林化対策については、「河道掘削等」に含まれているものとして、原案「5.1.1 (1) 2) 河道掘削」、「5.1.1 (2) 2) 河道掘削」に記載しました。
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・固定堰の改築について <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画策定においては、利水者である土地改良区等と十分調整を図るべき。 ・固定堰の断面不足について、高さが不足しているという表現は適切ではないので修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利水関係者と十分に協議の上、固定堰の改築を進めて参ります。 ・ご意見の趣旨については、流下断面が不足している区間で改築を行う旨、原案「5.1.1 (2) 3) 固定堰の改築」に記載しました。
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策について <ul style="list-style-type: none"> ・津波対策についても記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川は、高潮に対する堤防高を確保することで、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動（レベル1地震動）に相当する津波に対応できると考えています。また、堤防の地震対策が必要な箇所においては、対策を実施することで、前述の地震発生後において発生する津波の遡上高以上の堤防高を確保できると考えています。
3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	10	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と再生について <ul style="list-style-type: none"> ・樹木管理においては、動植物等の自然環境保全に十分配慮すべき。 ・三川合流地点以外でもアユの生息環境の視点から、河川が単調な流れとならないような検討をすべき ・アユだけでなく、その他生物にも配慮した整備計画を策定すべき。 ・縦断的な河川生息環境の保全の観点からも河川構造物の維持管理が重要であり、この観点についても記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しました。 ・ご意見を踏まえて、アユ・ウナギ等の回遊性の魚類に対しては、縦断的な連続性の維持を図るとともに、魚類の生息場・産卵場となる瀬淵の保全を図る旨、原案「5.1.3 (2) 自然環境の保全と再生」に記載しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
	11	<ul style="list-style-type: none"> 人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備について 河川空間の利用について、地域のニーズを踏まえ整備をすすめてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて、原案「5.1.3(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」に記載しました。
	12	<ul style="list-style-type: none"> 河川空間の適正な利用について 相模川空間管理計画と整備計画との整合性をどのように考えているか。空間管理計画の議論を反映させた計画にするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、河川環境の整備と保全に当たっては、相模川・中津川の河川特性と地域社会からの各種要請に配慮して、利用と保全の調和がとれた、より望ましい相模川・中津川の河川空間環境を創出するための具体的な計画となる「相模川水系河川環境管理基本計画」に基づき、適正な保全と利用を図る旨、原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しました。 また、カワラノギクやコアジサシ等の河原固有の動植物が生息・生育・繁殖する礫河原の保全・再生を図る旨、原案「5.1.3(2) 自然環境の保全と再生」に記載しました。 さらに、低水路空間については、良好な河川環境の保全に努める旨、原案「5.2.3(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。
3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	13	<ul style="list-style-type: none"> 河道の維持管理について 河川利用のためにも定期的な河道掘削を実施すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(2) 河道の維持管理」に記載しました。
	14	<ul style="list-style-type: none"> 観測等の充実について 雨量・水位等の情報は、収集・把握だけに留まらず発信という記載を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、ホームページ等で引き続き発信していく旨、原案「5.2.1(7) 観測等の充実」に記載しました。
	15	<ul style="list-style-type: none"> 洪水氾濫に備えた社会全体での対応について 環境学習と合わせて、防災教育も行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(12)3) 防災教育や防災知識の普及」に記載しました。
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	16	<ul style="list-style-type: none"> 河川水の利用について 水利用の実態に合わせた見直しについては、柔軟な水利用の見直しを行っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 水利権の更新時には、水利用の実態等を踏まえた適正な見直しを行うこととしています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	17	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・水質の「新たな指標」の内容について提示すべき。 ・相模川沿いの高速道路からの車両事故による水質事故対応について提示すべき。 ・ダム湖水質改善として行っているエアレーション等の状況はどうなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、水生生物調査や「河川水質管理の指標」による水質の評価等を実施する旨を原案「5.2.3 (1) 水質の保全」に記載しました。 なお、評価結果については、必要に応じて関係機関に情報提供を行うこととしています。 ・ご意見を踏まえて、原案「5.2.3 (1) 水質の保全」に記載しました。 ・相模湖と津久井湖で、エアレーション装置という、湖水を循環させて湖底の温度の低い水を上に上げ、アオコが大発生しないようにする装置を設置しているところです。エアレーションを平成5年に設置して、アオコが発生しないように、毎年稼働させています。アオコはカビ臭がしますので、それをなるべく少なくするように努力しているところです。
	18	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県環境調査データも国区間と同等の頻度で調査することが望ましい。 ・相模川・中津川河川整備計画を策定する際には、希少性の高い動植物やまとまりのある樹林帯など、良好な自然環境の保全・維持に配慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施する旨、原案「5.2.3 (2) 自然環境の保全」に記載しました。 ・ご意見の趣旨については、原案「5.2.3 (2) 自然環境の保全」に記載しました。
	19	<ul style="list-style-type: none"> ・河川空間の適正な利用について <ul style="list-style-type: none"> ・水辺の楽校について、地元住民等と連携した維持管理を実施すべき。 ・河川空間について地域のニーズを踏まえて、維持管理してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、原案「5.2.3 (3) 河川空間の適切な管理」に記載しました。
	20	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な河川構造物についても保全・継承の対象施設とするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、河川管理施設についても歴史的な施設に含まれているものとして、原案「5.2.3 (5) 景観の保全」に記載しております。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県の方考え方
	21	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進について ・相模川・中津川において、水難事故対策としてどのようなものをおこなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援する旨、原案「5.2.3 (6) 環境教育の推進」に記載しました。
	22	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策について ・不法投棄対策として実効性のある対策を実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、原案「5.2.3 (7) 不法投棄対策」に記載しました。
	23	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の適正な利用について ・相模川河口部の水面利用に対するルール化、安全対策を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、原案「5.2.3 (8) 不法係留船対策」に記載しました。
3.2.4 総合的な土砂管理に関する事項	24	<ul style="list-style-type: none"> ・総合土砂管理対策について ・相模川においては、総合土砂管理に早くから取り組んでおり、重要な項目であることから、整備計画ではしっかりと記述すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、原案「5.2.4 総合的な土砂管理に関する事項」に記載しました。
	25	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎海岸（柳島地区）の侵食対策について ・茅ヶ崎市柳島地区だけでなく、平塚市の海岸侵食にも取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見については、今後の参考にさせていただきます。
	26	<ul style="list-style-type: none"> ・磯部頭首工の改築について ・磯部頭首工の改築の際は、関連する河川の改修と整合を図るべき。 ・磯部頭首工の改築は、小沢頭首工下流の深掘れ対策には直接は結びつかないので、小沢頭首工に関する記載は削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見については、今後の参考にさせていただきます。 ・ご意見を踏まえて、原案「5.2.4 (2) 2) 磯部床止下流の深掘れ対策」に記載しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え
	27	<ul style="list-style-type: none"> ・流砂系で継続して実施する対策・モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・「河道の二極化や樹林化への対策」については、検討だけでなく、「対策を実施する」と記載すべき。 ・土丹の露出に対する対策として、「土丹の被覆等」に加えて「水制工」という記載を入れるべき。 ・三川合流点の土丹露出対策を実施すべき。 ・アユの生息環境の観点から、三川合流地点での土丹露出状況に対して、どのような取り組みを行っているのか。 ・供給土砂の対策と河道掘削は相反するような対策であるため、記載内容の整合を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「河道の二極化や樹林化への対策」については、「知見の整理や実現性の検討」を実施した上で具体的な対策について検討することとしております。 ・土丹の露出に対する対策としての「水制工」については、「土丹の被覆等」に含まれているものとして、原案「5.2.4 (3) 流砂系で継続して実施する対策・モニタリング」に記載しました。 ・ご意見の趣旨については、三川合流点の土丹の露出に対しては、土丹被覆等の対策を継続して実施する旨、原案「5.2.4 (3) 流砂系で継続して実施する対策・モニタリング」に記載しました。 ・ご意見を踏まえて、原案「5.1.1 (1) 2) 河道掘削」、「5.1.1 (2) 2) 河道掘削」、「5.2.4 (1) 河道域から河口・海岸域への土砂還元量の増加」に記載しました。
その他	28	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画策定に関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> ・相模川の支川に関する治水対策にも積極的に取り組むべき。 ・山梨県区間の河川整備計画と整合を図った計画を策定すべき。 ・「現状と課題」の史跡図について、記載内容をわかりやすく修正すべき。 ・流域を越えた地域連携の取り組みを考えていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる相模川支川については、計画対象区間外のため、お答えできません。 ・ご意見を踏まえ、治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させる旨、原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載しました。 ・ご意見を踏まえ、「現状と課題」に関する資料の当該部分を修正致します。 ・ご意見については、今後の参考にさせていただきます。